

こんなケース、誤解です!

誤解ケース①



被扶養者資格確認調査?
面倒だなあ…
放っておいても扶養継続
されるんだろうから
まあいいや

いいえ! 自動で扶養継続にはなりません。期限(令和6年7月31日)までにご回答がない方には、大同健保からご連絡を差し上げます。どうしてもご回答いただけない場合には、令和6年10月1日付で扶養削除のお手続きをさせていただきます*1。また、ご回答いただいても書類に不備がある場合は、再提出いただけます*2。
*1 健康保険法施行規則第50条9項による。
*2 「誤解ケース④」をご確認ください。

誤解ケース②

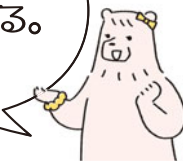


回答終了!
これで被扶養者の
削除手続きは完了だね!

いいえ! 調査にご回答いただいても、「被扶養者異動届(減員)」を提出しないと手続きしたことにはなりません。被扶養者としての資格がなくなった方がいる場合、必ず会社経由で届出をお願いいたします。

誤解ケース③

就職して新しい保険証が届いたけど、
大同健保の保険証もまだ持ってる。
使っていいよね~



絶対にNG!です。被扶養者の要件を満たさなくなった日から大同健保の被扶養者ではなくなり、健康保険証も使えません。誤って医療機関で使用した場合は、かかった費用を請求いたします。

不要になった「健康保険証」は、必ず届出とともに会社経由で大同健保へご返却ください!

ありがち! こんな誤解も…

別の健保に加入したけど、マイナ保険証があるから大同健保に知らせなくてもいいよね!

いいえ! 必ず会社経由で被扶養者でなくなった旨の届出と、健康保険証の返却をしてください。

健康保険証、紛失しちゃった。マイナ保険証があるから放っておけばいいよね!

いいえ! 必ず会社経由で紛失届を提出してください。

詳しくはこちら(提出書類のダウンロードもできます)



誤解ケース④



書類に
多少の不備があっても、
なんとかなるよね!

不備のある書類は受け付けられません! 必ずP3のチェック項目や専用ページを確認し、アップロードしてください。

ご確認ください!
(例) 収入見込証明書 … 令和6年分(1月~12月分)
年金額の証明書 … 令和6年発行のもの

こんな画像や書類は受け付けられません!



- ×氏名不明、氏名相違(被扶養者と被保険者の取り違えが多発)
- ×該当年度や年月が不明
- ×収入などの金額が不明
(「所得」ではなくすべての「収入」をお知らせください)

大同健保ホームページ「すまいるケンポ」では、他にもさまざまなご質問へ回答しています。



お問い合わせ

被扶養者資格調査(設問や必要書類等)については
法研コールセンター
大同特殊鋼健康保険組合 被扶養者資格調査窓口

TEL **03-5213-4642**
9:00~17:00(土日祝除く)

「MY HEALTH WEB」へのアクセス方法・セキュリティコード発行については
MY HEALTH WEB
ヘルプデスク

TEL **03-5213-4467**
9:00~17:00(土日祝除く)

調査全般については
大同特殊鋼健康保険組合
(担当:栄口)

メール **KNP-kenpo@sog.daido.co.jp**
TEL **052-671-1188** 9:00~12:00(土日祝除く)